

第95回定時株主総会

# 招集 ご通知

## 目次

第95回定時株主総会招集ご通知	1
株主総会参考書類	3
事業報告	22
連結計算書類	41
計算書類	44
会計監査人の監査報告	47
監査役会の監査報告	51

開催日時 2020年6月26日（金曜日）  
午前10時 受付開始 午前9時  
開催場所 東京都港区赤坂一丁目11番30号  
赤坂一丁目センタービル  
13階 本社会議室（末尾の「株主総会会場ご案内図」をご参照ください。）

議 案 第1号議案 剰余金の処分の件  
第2号議案 定款一部変更の件  
第3号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）6名選任の件  
第4号議案 監査等委員である取締役3名選任の件  
第5号議案 補欠の監査等委員である取締役1名選任の件  
第6号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額設定の件  
第7号議案 監査等委員である取締役の報酬額設定の件  
第8号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）に対する株式報酬等の額決定の件

証券コード：7021

株式会社 ニッチツ

証券コード 7021  
2020年6月10日

株 主 各 位

東京都港区赤坂一丁目11番30号  
**株式会社 ニッチツ**  
取締役社長 廣 瀬 靖 夫

### 第95回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申しあげます。

さて、当社第95回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申しあげます。

なお、株主の皆様におかれましては、新型コロナウイルス感染症に係る昨今の状況を踏まえ、感染拡大防止の観点から、本株主総会につきましては、極力書面による議決権行使をお願いいたします。

書面により議決権を行使される場合は、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討くださいます。同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示いただき、2020年6月25日（木曜日）午後5時30分までに到着するようご返送いただきたく、お願い申し上げます。  
敬 具

記

1. 日 時 2020年6月26日（金曜日）午前10時
2. 場 所 東京都港区赤坂一丁目11番30号  
赤坂一丁目センタービル13階 本社会議室  
（末尾の「株主総会会場ご案内図」をご参照ください。）
3. 会議の目的事項  
報告事項 1. 第95期（2019年4月1日から2020年3月31日まで）事業報告の内容、連結計算書類の内容並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件  
2. 第95期（2019年4月1日から2020年3月31日まで）計算書類の内容報告の件

#### 決 議 事 項

- 第1号議案 剰余金の処分の件
- 第2号議案 定款一部変更の件
- 第3号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）6名選任の件
- 第4号議案 監査等委員である取締役3名選任の件
- 第5号議案 補欠の監査等委員である取締役1名選任の件
- 第6号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額設定の件
- 第7号議案 監査等委員である取締役の報酬額設定の件
- 第8号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）に対する株式報酬等の額決定の件

以 上

招集ご通知

株主総会参考書類

事業報告

連結計算書類

計算書類

監査報告

~~~~~

◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。  
◎本招集ご通知において提供すべき書類のうち、次に掲げる事項については、法令及び定款第17条の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイト (<http://www.nitchitsu.co.jp>) に掲載しております。

- ① 連結注記表
- ② 個別注記表

なお、当該ウェブサイト掲載事項は、監査役が監査報告を、会計監査人が会計監査報告をそれぞれ作成するに際し、監査対象になった書類であります。

◎株主総会参考書類並びに事業報告、計算書類及び連結計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト (<http://www.nitchitsu.co.jp>) に掲載させていただきます。

<株主様へのお願い>

- ・株主総会当日までの感染拡大の状況や政府等の発表内容等により上記対応を変更する場合がございます。インターネット上の当社ウェブサイト (<http://www.nitchitsu.co.jp>) より、発信情報をご確認くださいよう、併せてお願い申し上げます。
- ・ご出席される株主様におかれましては、マスクの着用と受付付近に設置しますアルコール消毒液の使用をお願いいたします。
- ・会場入口付近で検温をさせていただく場合もございますので、株主の皆様のご理解並びにご協力をお願い申し上げます。発熱があると認められる方、体調不良と思われる方、海外から帰国されてから14日間が経過していない方は、入場をお断りし、お帰りいただく場合がございます。
- ・株主総会の運営スタッフは、検温を含め、体調を確認のうえマスク着用で対応させていただきます。
- ・本総会においては、新型コロナウイルスの感染拡大防止のため開催時間を短縮する観点から、議場における報告事項（監査報告を含みます。）及び議案の詳細な説明は省略させていただきます。株主様におかれましては、事前に本招集ご通知にお目通しいたくださいますようお願い申し上げます。

# 株主総会参考書類

招集通知

株主総会参考書類

事業報告

連結計算書類

計算書類

監査報告

## 議案及び参考事項

### 第1号議案 剰余金の処分の件

当社は、企業体質の強化を図りつつ、業績に裏付けられた配当を安定的に継続することを基本方針といたしております。

当期の期末配当につきましては、当期の連結業績及び当社を取り巻く経営環境並びに今後の各事業分野における競争力強化等のための設備投資の必要性等をも勘案の上、次のとおり、1株につき5円（年間配当金は中間配当金15円と合わせ1株につき20円）とさせていただきますと存じます。

#### 期末配当に関する事項

- (1) 配当財産の種類

金銭

- (2) 配当財産の割当てに関する事項及びその総額

当社普通株式1株につき金5円

総額10,649,200円

- (3) 剰余金の配当が効力を生じる日

2020年6月29日

## 第2号議案 定款一部変更の件

### 1. 変更の理由

当社は、取締役会の監督機能の強化によるコーポレート・ガバナンスの充実、経営の意思決定の機動性・迅速性向上を目的として、監査等委員会設置会社へ移行したく、監査等委員である取締役及び監査等委員会に関する規定の新設並びに監査役及び監査役会に関する規定の削除等の変更を行うものであります。

また、上記の変更に伴う条数の修正等、所要の変更を行うものであります。

なお、本定款変更は、本総会終結の時をもって効力が生じるものとします。

### 2. 変更の内容

定款変更の内容は次のとおりであります。

(下線は変更部分を示します。)

| 現 行 定 款                                                                                                                                                                                                                                                                                   | 変 更 案                                                                                                                                                                                                                                                                                                             |
|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>第1章 総 則</p> <p>第 1 条～第 3 条 (条文省略)</p> <p>(機関)</p> <p>第 4 条 当社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。</p> <p>(1) 取締役会</p> <p>(2) <u>監査役</u></p> <p>(3) <u>監査役会</u></p> <p>(4) 会計監査人</p> <p>第 5 条～第17条 (条文省略)</p> <p>第4章 取締役および取締役会</p> <p>(取締役の定員)</p> <p>第18条 当会社に<u>取締役15名以内を置く。</u></p> <p>(新設)</p> | <p>第1章 総 則</p> <p>第 1 条～第 3 条 (現行どおり)</p> <p>(機関)</p> <p>第 4 条 (現行どおり)</p> <p>(1) 取締役会</p> <p>(2) <u>監査等委員会</u></p> <p>(削除)</p> <p>(3) 会計監査人</p> <p>第 5 条～第17条 (現行どおり)</p> <p>第4章 取締役および取締役会</p> <p>(取締役の定員)</p> <p>第18条 当会社の取締役(<u>監査等委員である取締役を除く。)</u>は、10名以内とする。</p> <p><u>2 当会社の監査等委員である取締役は、5名以内とする。</u></p> |

| 現 行 定 款                                                                                                                                                                                                                                                             | 変 更 案                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                  |
|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>(取締役の選任)<br/>第19条 取締役は、株主総会において選任する。</p> <p>2 (条文省略)<br/>3 (条文省略)</p> <p>(取締役の任期)<br/>第20条 取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p><u>2 補欠または増員のため選任された取締役の任期は、他の在任取締役の任期満了の時までとする。</u></p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>第21条～第24条 (条文省略)</p> | <p>(取締役の選任)<br/>第19条 取締役は、<u>監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して</u>、株主総会において選任する。</p> <p>2 (現行どおり)<br/>3 (現行どおり)</p> <p>(取締役の任期)<br/>第20条 取締役<u>(監査等委員である取締役を除く。)</u>の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p>(削除)</p> <p><u>2 監査等委員である取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u></p> <p><u>3 任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。</u></p> <p>第21条～第24条 (現行どおり)</p> |

| 現 行 定 款                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                             | 変 更 案                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                    |
|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>(取締役会の招集通知)<br/> 第25条 取締役会の招集の通知は、各取締役および各監査役に対し会日の4日前までに発するものとする。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p> <p>2 取締役および監査役の全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで取締役会を開催することができる。</p> <p>(取締役会の決議の省略)<br/> 第26条 (条文省略)<br/> (新設)</p> <p>(取締役の報酬等)<br/> 第27条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益は、株主総会の決議によって定める。</p> <p>(取締役の責任免除)<br/> 第28条 (条文省略)<br/> 第5章 監査役および監査役会<br/> (監査役の定員)<br/> 第29条 当会社に監査役4名以内を置く。</p> | <p>(取締役会の招集通知)<br/> 第25条 取締役会の招集の通知は、各取締役に対し会日の4日前までに発するものとする。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p> <p>2 取締役全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで取締役会を開催することができる。</p> <p>(取締役会の決議の省略)<br/> 第26条 (現行どおり)<br/> (重要な業務執行の決定の委任)<br/> <u>第27条 当会社は、会社法第399条の13第6項の規定により、取締役会の決議によって重要な業務執行(同条第5項各号に掲げる事項を除く。)の決定の全部または一部を取締役に委任することができる。</u></p> <p>(取締役の報酬等)<br/> 第28条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益は、<u>監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会の決議によって定める。</u></p> <p>(取締役の責任免除)<br/> 第29条 (現行どおり)<br/> (削除)<br/> (削除)</p> |

| 現 行 定 款                                                                                                                                                                  | 変 更 案 |
|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------|
| <p><u>(監査役の選任)</u><br/> <u>第30条 監査役は、株主総会において選任する。</u><br/> <u>2 監査役の選任の決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</u></p>                               | (削除)  |
| <p><u>(監査役の任期)</u><br/> <u>第31条 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u><br/> <u>2 任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期満了の時までとする。</u></p>        | (削除)  |
| <p><u>(常勤の監査役)</u><br/> <u>第32条 監査役会は、その決議によって常勤の監査役を選定する。</u></p>                                                                                                       | (削除)  |
| <p><u>(監査役会)</u><br/> <u>第33条 監査役会に関する事項は、法令または本定款のほか、監査役会において定める監査役会規則による。</u></p>                                                                                      | (削除)  |
| <p><u>(監査役会の招集通知)</u><br/> <u>第34条 監査役会の招集の通知は、各監査役に対し会日の4日前までに発するものとする。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</u><br/> <u>2 監査役全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで監査役会を開催することができる。</u></p> | (削除)  |

| 現 行 定 款                                                                                                                                                                                                                                                       | 変 更 案                                                                                                                                                                                             |
|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>(<u>監査役の報酬等</u>)<br/> <u>第35条 監査役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益は、株主総会の決議によって定める。</u></p>                                                                                                                                                               | <p>(削除)</p>                                                                                                                                                                                       |
| <p>(<u>監査役の実任免除</u>)<br/> <u>第36条 当会社は、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる監査役（監査役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の定める限度額の範囲内で、取締役会の決議によって免除することができる。</u><br/> <u>2 当会社は、会社法第427条第1項の規定により、監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。</u></p> | <p>(削除)</p>                                                                                                                                                                                       |
| <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p>                                                                                                                                                                                                                           | <p>第5章 <u>監査等委員会</u><br/> <u>(常勤の監査等委員)</u><br/> <u>第30条 監査等委員会は、その決議によって常勤の監査等委員を選定することができる。</u><br/> <u>(監査等委員会規則)</u><br/> <u>第31条 監査等委員会に関する事項は、法令または本定款のほか、監査等委員会において定める監査等委員会規則による。</u></p> |

| 現 行 定 款                                                                                                                                                                                                                     | 変 更 案                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                   |
|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>(新設)</p> <p>第6章 会計監査人<br/>(会計監査人の選任)<br/>第37条 (条文省略)<br/>(会計監査人の任期)<br/>第38条 (条文省略)</p> <p>第7章 計 算<br/>(事業年度)<br/>第39条 (条文省略)<br/>(剰余金の配当の基準日)<br/>第40条 (条文省略)<br/>(中間配当)<br/>第41条 (条文省略)<br/>(除斥期間)<br/>第42条 (条文省略)</p> | <p>(監査等委員会の招集通知)</p> <p>第32条 監査等委員会の招集の通知は、各監査等委員に対し会日の4日前までに発するものとする。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p> <p>2 監査等委員全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで監査等委員会を開催することができる。</p> <p>第6章 会計監査人<br/>(会計監査人の選任)<br/>第33条 (現行どおり)<br/>(会計監査人の任期)<br/>第34条 (現行どおり)</p> <p>第7章 計 算<br/>(事業年度)<br/>第35条 (現行どおり)<br/>(剰余金の配当の基準日)<br/>第36条 (現行どおり)<br/>(中間配当)<br/>第37条 (現行どおり)<br/>(除斥期間)<br/>第38条 (現行どおり)</p> |

| 現 行 定 款 | 変 更 案                                                                                                                                                                                                                                                                                                                               |
|---------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| (新設)    | <p style="text-align: center;"><u>附 則</u></p> <p>(監査等委員会設置会社移行前の監査役の責任免除等の経過措置)</p> <p><u>第 1 条 当社は、第95回定時株主総会終結前の監査役（監査役であった者を含む。）の行為に関する会社法第423条第1項の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。</u></p> <p><u>2 第95回定時株主総会終結前の監査役（監査役であった者を含む。）の行為に関する会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約については、なお同定時株主総会の決議による変更前の定款第36条第2項の定めるところによる。</u></p> |

### 第3号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）6名選任の件

当社は、第2号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決されますと、監査等委員会設置会社に移行し、取締役7名全員は、定款変更の効力発生の時をもって任期満了となります。

つきましては、取締役（監査等委員である取締役を除く。以下、本議案において同じ。）6名の選任をお願いしたいと存じます。

本議案は、第2号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力発生を条件として、効力を生じるものといたします。

取締役候補者は、次のとおりであります。

| 候補者番号 | 氏名<br>(生年月日)                                                                                                                            | 略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況                                                                                                                                                                                                                                                    | 所有する当社の株式数 |
|-------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------|
| ①     | ひろせ やすお<br>廣瀬 靖夫<br>(1955年2月9日生)                                                                                                        | 1978年4月 ㈱日本興業銀行（現㈱みずほ銀行）入行<br>2008年4月 みずほ信託銀行㈱執行役員法人営業部長<br>2009年4月 同行常務執行役員<br>2012年6月 当社代表取締役専務取締役管理本部長<br>2014年6月 当社代表取締役副社長管理本部長兼ハイシリカ事業本部担当<br>2016年6月 当社代表取締役社長（現任）                                                                                             | 7,300株     |
|       | (取締役候補者とした理由)<br>廣瀬靖夫氏は、2016年に当社代表取締役社長に就任以来、豊富な経験と見識を活かし、経営者として強いリーダーシップを発揮し当社グループの持続的な成長と企業価値向上に取り組んでおり、同氏を引き続き取締役候補者といたしました。         |                                                                                                                                                                                                                                                                       |            |
| ②     | ほんだ おさむ<br>本多 修<br>(1958年3月4日生)                                                                                                         | 1981年4月 ㈱日本興業銀行（現㈱みずほ銀行）入行<br>2009年4月 みずほ証券㈱執行役員人事部長<br>2011年6月 日本証券代行㈱代表取締役副社長<br>2012年6月 日本電子計算㈱取締役上席執行役員<br>2015年6月 ㈱証券ジャパン代表取締役専務執行役員<br>2016年6月 同社専務執行役員<br>2017年6月 当社代表取締役専務取締役社長補佐兼ハイシリカ事業本部担当<br>2018年6月 当社代表取締役専務取締役社長補佐<br>2019年6月 当社代表取締役副社長社長補佐兼管理本部長（現任） | 2,600株     |
|       | (取締役候補者とした理由)<br>本多修氏は、2019年に当社代表取締役副社長に就任以来、豊富な経験と知識を活かし経営の一翼を担い、当社の将来の発展を見据えた人事制度改革及び当社基幹システムの移行プロジェクト等に取り組んでおり、同氏を引き続き取締役候補者といたしました。 |                                                                                                                                                                                                                                                                       |            |

| 候補者<br>番号                                                                                                                                           | 氏 名<br>(生 年 月 日)                   | 略 歴、地 位、担 当 及 び<br>重 要 な 兼 職 の 状 況                                                                                                                                                                                                                                              | 所有する当<br>社の株式数 |
|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------|
| ③                                                                                                                                                   | まつい しんいち<br>松井 慎一<br>(1955年8月17日生) | 1979年4月 ㈱青木建設入社<br>2003年12月 ㈱シーザーパークホテルアンドリゾート<br>アジア代表取締役社長<br>2007年4月 当社管理本部総務部副部長<br>2007年7月 当社管理本部総務部長<br>2010年6月 当社取締役管理本部総務部長<br>2016年6月 当社常務取締役管理本部長兼管理本部総<br>務部長<br>2017年4月 当社常務取締役管理本部長<br>2018年4月 当社常務取締役管理本部長兼資源開発本<br>部担当<br>2019年6月 当社常務取締役資源開発本部担当兼管理<br>本部分 (現任) | 2,600株         |
| <p>(取締役候補者とした理由)</p> <p>松井慎一氏は、2016年に当社常務取締役に就任以来、管理本部長としての豊富な経験と知識を活かし管理部門の統括を行うとともに、2018年より資源開発本部の収支改善に向け同本部担当として取り組んでおり、同氏を引き続き取締役候補者いたしました。</p> |                                    |                                                                                                                                                                                                                                                                                 |                |
| ④                                                                                                                                                   | つつみ せいじ<br>堤 清治<br>(1959年9月17日生)   | 1984年4月 山一証券㈱入社<br>1998年4月 ㈱親和銀行入行<br>2012年7月 当社ハイシリカ事業本部管理部長<br>2014年6月 当社ハイシリカ事業本部長代行兼管理部<br>長<br>2014年10月 当社ハイシリカ事業本部長代行兼<br>管理部長兼製造部長<br>2017年4月 当社ハイシリカ事業本部長兼管理部長<br>2018年6月 当社取締役ハイシリカ事業本部長兼<br>管理部長<br>2019年4月 当社取締役ハイシリカ事業本部長 (現<br>任)                                  | 1,000株         |
| <p>(取締役候補者とした理由)</p> <p>堤清治氏は、ハイシリカ事業本部の管理、製造の責任者として多くの知見を蓄積した後、同事業本部長、取締役として当社の企業価値向上に取り組んでおり、その優れた経営実績に鑑みて、同氏を引き続き取締役候補者いたしました。</p>               |                                    |                                                                                                                                                                                                                                                                                 |                |

| 候補者番号 | 氏名<br>(生年月日)                                | 略歴、地位、担当及び<br>重要な兼職の状況                                                                                                                                                                                                                 | 所有する当社の株式数 |
|-------|---------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------|
| ⑤     | おおいし げんたろう<br>大石 源太郎<br>(1953年7月13日生)       | 1972年4月 ㈱宮住鉄工所入社<br>1977年1月 当社入社<br>1993年4月 当社機械本部製造部製造二課課長<br>2002年10月 当社機械本部船用製造部次長<br>2004年10月 当社機械本部船用製造部部长<br>2012年4月 当社機械本部副本部長兼船用製造二部部长<br>2018年4月 当社執行役員機械本部副本部長兼船用製造二部部长<br>2019年4月 当社執行役員機械本部副本部長<br>2019年6月 当社取締役機械本部長 (現任) | 800株       |
|       |                                             | (取締役候補者とした理由)<br>大石源太郎氏は、機械本部における船用機器製造の責任者として多くの知見を蓄積した後、執行役員、機械本部長として職務を遂行しており、当社の企業価値向上にさらに寄与できると判断しましたので、同氏を引き続き取締役候補者いたしました。                                                                                                      |            |
| ⑥     | 【新任】<br>つちや ひろかず<br>土屋 裕一<br>(1957年12月24日生) | 1983年4月 ㈱青木建設入社<br>2004年3月 ㈱シーザーパークホテルアンドリゾートアジア入社<br>2007年9月 当社管理本部総務部課長<br>2008年4月 当社管理本部総務部次長<br>2016年4月 当社管理本部総務部副部长<br>2017年4月 当社管理本部総務部長 (現任)                                                                                    | -株         |
|       |                                             | (取締役候補者とした理由)<br>土屋裕一氏は、管理部門全般に関する豊富な経験と知識を有しており、2007年に当社に入社以来、管理本部総務部において多くの知見を蓄積した後、2017年からは管理本部総務部長として職務を遂行しており、当社の企業価値向上にさらに寄与できると判断しましたので、同氏を取締役候補者いたしました。                                                                        |            |

(注) 各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。

#### 第4号議案 監査等委員である取締役3名選任の件

当社は、第2号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決されますと、監査等委員会設置会社に移行いたします。

つきましては、監査等委員である取締役3名（うち社外取締役2名）の選任をお願いしたいと存じます。

なお、本議案につきましては、監査役会の同意を得ております。

本議案は、第2号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力発生を条件として、効力を生じるものといたします。

監査等委員である取締役候補者は、次のとおりであります。

| 候補者番号 | 氏名<br>(生年月日)                                                                                                                                                                  | 略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況                                                                                                                                      | 所有する当社の株式数 |
|-------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------|
| ①     | <b>【新任】</b><br><small>やまぐち まさお</small><br><b>山口 正雄</b><br>(1958年5月21日生)                                                                                                       | 1981年4月 当社入社<br>1995年4月 当社機械本部管理部課長<br>1998年4月 当社機械本部管理部管理課長兼経理課長<br>1999年4月 当社管理本部経理部課長兼関連事業本部付課長<br>2005年4月 当社管理本部財務経理部次長<br>2006年6月 当社管理本部財務経理部長（現任） | 1,100株     |
|       | (監査等委員である取締役候補者とした理由)<br>山口正雄氏は、1981年に当社に入社以来、財務・経理部門での十分な知見・経験を蓄積した後、2006年からは管理本部財務経理部長として豊富な経験と知識を活かして職務を遂行しており、客観的かつ公正な立場で取締役の職務執行を監査できると判断しましたので、同氏を監査等委員である取締役候補者いたしました。 |                                                                                                                                                         |            |
| ②     | <small>かわさき としゆき</small><br><b>川崎 俊之</b><br>(1951年9月17日生)                                                                                                                     | 1975年4月 旭化成工業㈱入社<br>2003年6月 同社経営戦略室長<br>2005年4月 旭化成ケミカルズ㈱合成ゴム事業部長<br>2008年4月 同社執行役員<br>2011年6月 旭化成㈱常勤監査役<br>2015年6月 当社社外取締役（現任）                         | 900株       |
|       | (監査等委員である社外取締役候補者とした理由)<br>川崎俊之氏は、事業会社における業務執行や監査業務に関する豊富な知識と見識に基づき、独立した立場から経営の監視・監督機能を発揮いただいていることから、客観的かつ公正な立場で取締役の職務執行を監査できると判断しましたので、同氏を監査等委員である社外取締役候補者いたしました。            |                                                                                                                                                         |            |

| 候補者番号                                                                                                                                                           | 氏名<br>(生年月日)                                     | 略歴、地位、担当及び<br>重要な兼職の状況                                                                                                                                                                                     | 所有する当社の株式数 |
|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------|
| ③                                                                                                                                                               | 成田 睦夫<br><small>なりた むつお</small><br>(1956年5月12日生) | 1981年4月 旭化成工業㈱入社<br>2006年12月 旭化成ケミカルズ㈱川崎製造所合成ゴム製造部長<br>2011年4月 同社執行役員水島製造所長<br>2013年4月 同社取締役兼常務執行役員<br>2016年4月 旭化成㈱上席執行役員<br>2017年4月 同社常務執行役員兼製造技術統括部部长<br>2018年4月 同社常務執行役員兼製造統括本部長<br>2019年6月 当社社外取締役(現任) | 100株       |
| (監査等委員である社外取締役候補者とした理由)<br>成田睦夫氏は、事業会社における業務執行や製造責任者としての豊富な知識と見識に基づき、独立した立場から有益な助言・提言をいただいていることから、客観的かつ公正な立場で取締役の職務執行を監査できると判断しましたので、同氏を監査等委員である社外取締役候補者いたしました。 |                                                  |                                                                                                                                                                                                            |            |

- (注) 1. 各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
2. 川崎俊之、成田睦夫の両氏は、監査等委員である社外取締役候補者であります。
3. 川崎俊之氏は、現在当社の社外取締役であり、その在任期間は本総会終結の時をもって5年になります。
4. 成田睦夫氏は、現在当社の社外取締役であり、その在任期間は本総会終結の時をもって1年になります。
5. 当社は、川崎俊之、成田睦夫の各氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。各氏の選任が承認された場合は、当社は引き続き各氏を独立役員として指定する予定であります。
6. 当社は、川崎俊之、成田睦夫の各氏との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、各氏の選任が承認された場合は、当該契約を継続する予定であります。また、山口正雄氏の選任が承認された場合、当社は同氏との間で同様の契約を締結する予定であります。いずれの契約に基づく損害賠償責任の限度額も、法令に定める責任限度額であります。

## 第5号議案 補欠の監査等委員である取締役1名選任の件

当社は、第2号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決されますと、監査等委員会設置会社に移行いたします。

つきましては、法令に定める監査等委員である取締役の員数を欠くこととなる場合に備え、補欠の監査等委員である取締役1名の選任をお願いしたいと存じます。

なお、本選任につきましては、就任前に限り、監査等委員会の同意を得て、取締役会の決議によりその選任を取り消すことができるものとさせていただきます。

また、本議案につきましては、監査役会の同意を得ております。

本議案は、第2号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力発生を条件として、効力を生じるものといたします。

補欠の監査等委員である取締役候補者は次のとおりであります。

| 氏名<br>(生年月日)                      | 略歴、地位及び<br>重要な兼職の状況                                                                   | 所有する当<br>社の株式数 |
|-----------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------|----------------|
| わたべ ひでと<br>渡部 英人<br>(1969年8月23日生) | 1998年4月 最高裁判所司法研修所司法修習生<br>2000年4月 弁護士登録(第二東京弁護士会)<br>2000年4月 弁護士法人星川法律事務所入所<br>現在に至る | -株             |

- (注) 1. 当社は、渡部英人氏が所属している弁護士法人星川法律事務所との間に顧問契約を締結しております。
2. 渡部英人氏は、補欠の監査等委員である社外取締役候補者であります。
3. 渡部英人氏は、会社経営に直接関与された経験はありませんが、弁護士としての豊富な経験と専門的知識に基づき監査等委員である社外取締役として適切に職務を遂行していただけるものと判断しております。
4. 渡部英人氏が原案どおり選任され、監査等委員である社外取締役に就任された場合、当社は、同氏との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令に定める最低責任限度額であります。

## 第6号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額設定の件

当社は、第2号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決されますと、監査等委員会設置会社に移行いたします。

当社の取締役の報酬額は、2007年6月28日開催の第82回定時株主総会において、年額2億1,000万円以内とご承認いただき今日に至っておりますが、第2号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決されることを条件として監査等委員会設置会社へ移行することに伴い、これを廃止したうえで新たに取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額を定めることとし、その報酬額を、これまでの取締役の報酬額及び昨今の経済情勢等諸般の事情も考慮して、年額2億1,000万円以内とさせていただきたいと存じます。

なお、当該報酬額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まないものといたしたいと存じます。

現在の取締役は7名（うち社外取締役2名）であり、本議案に係る取締役（監査等委員である取締役を除く。）の員数は、第2号議案及び第3号議案が原案どおり承認可決されますと、6名となります。

なお、本議案は、第2号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力発生を条件として、効力を生じるものといたします。

## 第7号議案 監査等委員である取締役の報酬額設定の件

当社は、第2号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決されますと、監査等委員会設置会社に移行いたします。

つきましては、昨今の経済情勢等諸般の事情も考慮して、監査等委員である取締役の報酬額を年額4,000万円以内とさせていただきたいと存じます。

本議案に係る監査等委員である取締役の員数は、第2号議案及び第4号議案が原案どおり承認可決されますと、3名となります。

なお、本議案は、第2号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力発生を条件として、効力を生じるものといたします。

## 第8号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）に対する株式報酬等の額決定の件

### 1. 提案の理由

当社は、2018年6月28日開催の第93回定時株主総会において取締役（社外取締役を除きます。）及び執行役員に対する株式報酬制度「株式給付信託（BBT（＝Board Benefit Trust）」（以下「本制度」といいます。）の導入についてご承認をいただき今日に至っておりますが、当社が第2号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決されることを条件として監査等委員会設置会社へ移行することに伴い、現在の取締役（社外取締役を除きます。）に対する本制度に係る報酬枠を廃止し、取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除きます。）に対する本制度に係る報酬枠を改めて設定することについて、ご承認をお願いするものであります。具体的には、第6号議案としてご承認をお願いしております取締役（監査等委員である取締役を除きます。）の報酬限度額とは別枠で、取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除きます。）に対する本制度に係る報酬等の額についてご承認をお願いしたいと存じます。なお、本制度の詳細につきましては、下記2.の枠内で、当社取締役会にご一任いただきたいと思います。

本議案は、監査等委員会設置会社への移行に伴う手続上のものであり、本制度に係る報酬枠の内容は2018年6月28日開催の第93回定時株主総会においてご承認いただきました内容と実質的に同様であることから、相当であると考えております。なお、本議案の内容は、過半数を独立社外取締役で構成する報酬諮問委員会の審議を経ております。

また、現時点において、本制度の対象となる取締役は5名ですが、第2号議案及び第3号議案が原案どおり承認可決されますと、本制度の対象となる取締役は6名となります。

本議案の決議の効力は、第2号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決されること、及び同議案の決議による定款変更の効力が生じることを条件として生じるものとしたします。

## 2. 本制度に係る報酬等の額及び参考情報

本制度は、当社が拠出する金銭を原資として、当社株式が信託（以下、本制度に基づき設定されている信託を「本信託」といいます。）を通じて取得され、取締役等（※）の退任時に当社株式及び当社株式を時価で換算した金額相当の金銭（以下「当社株式等」といいます。）が本信託を通じて給付される株式報酬制度です。

※ 本議案による改定前にあつては、取締役（社外取締役を除きます。）及び執行役員を意味し、本議案による改定後にあつては、取締役（社外取締役及び監査等委員である取締役を除きます。）及び執行役員を意味するものとします。以下同じとします。

|                           |                                                                                                                                                                |
|---------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| (1) 本制度の対象者               | 取締役（社外取締役及び監査等委員である取締役を除きます。）及び執行役員                                                                                                                            |
| (2) 信託金額の上限<br>（報酬等の額の上限） | 対象期間ごとに1億2,000万円（うち取締役分として1億円）<br>（※1）（※2）<br>ご参考：対象期間ごとの信託金額の上限1億2,000万円を2020年3月31日終値（1,262円）で換算すると95,087株に相当し、これは2020年3月31日現在の発行済株式総数（2,130,000株）に対して約4.46%。 |
| (3) 給付される当社株式等の数の算定方法     | 各事業年度に関して、対象者の職務内容や責任等に応じて役員株式給付規程に基づき役位等により定まる数のポイントを付与。<br>付与されたポイントは（5）の当社株式等の給付に際し、1ポイント当たり当社普通株式1株に換算。（※3）                                                |
| (4) 当社株式の取得方法             | （2）により拠出された資金を原資として、取引市場を通じて又は当社の自己株式処分を引き受ける方法により取得。（※4）                                                                                                      |
| (5) 当社株式等の給付              | 取締役等が退任し、役員株式給付規程に定める受益者要件を満たした場合、所定の受益者確定手続を行うことにより、退任後に上記（3）により算定される当社株式を本信託から給付。（※5）                                                                        |

- (※1) 当社は、第93回定時株主総会でご承認をいただいた範囲内で、2019年3月末日で終了した事業年度から2023年3月末日で終了する事業年度までの5事業年度（以下「当初対象期間」といい、当初対象期間及び当初対象期間の経過後に開始する5事業年度ごとの期間を、それぞれ「対象期間」といいます。）に係る取締役等への当社株式等の給付を行うために必要な株式を取得するために必要な資金（1億2,000万円）を拠出し、本信託を設定しております。本信託は、当社が拠出した資金を原資として当社株式を取得しております。今般、監査等委員会設置会社への移行に伴い、本信託は、取締役等を退任した者のうち受益者要件を満たす者を受益者とする信託として存続させることとします。
- (※2) 今後、追加拠出を行う場合、信託財産内に残存する当社株式（取締役等に付与されたポイント数に相当する当社株式で、取締役等に対する当社株式等の給付が未了であるものを除きます。）及び金銭（以下「残存株式等」といいます。）があるときは、残存株式等の金額（当社株式については、直前の対象期間の末日における帳簿価額とします。）と追加拠出される金銭の合計額は、1億2,000万円（うち取締役分として1億円）を上限とします。当社が追加拠出を決定したときは、適時適切に開示いたします。
- (※3) 本議案をご承認いただいた後において、当社株式について、株式分割、株式無償割当て又は株式併合等が行われた場合には、その比率等に応じて、付与済みのポイント数又は換算比率について合理的な調整を行います。
- (※4) 本信託による当社株式の取得につき、現時点において具体的な予定はありませんが、今後、当社が追加拠出を決定し、本信託による当社株式の取得が実施される場合、その詳細は、適時適切に開示いたします。
- (※5) 役員株式給付規程に別途定める要件を満たす場合は、当該取締役等に付与されたポイント数の一定割合について、当社株式の給付に代えて、当社株式の時価相当の金銭を給付します。なお、金銭給付を行うために、本信託により当社株式を売却する場合があります。

以上

# 添 付 書 類

## 事 業 報 告

(2019年4月1日から2020年3月31日まで)

### 1. 企業集団の現況に関する事項

#### (1) 事業の経過及びその成果

当連結会計年度の世界経済は、米中貿易摩擦を背景に、貿易・投資活動にブレーキが掛かったことから減速し、また、年明け以降は世界的な新型コロナウイルス感染拡大で、急減速しました。日本経済も10～12月期にマイナス成長に転じ、年明け以降は新型コロナウイルス感染拡大で落ち込みが加速しました。

造船業界では、硫黄酸化物(SOx)排出規制導入を控えて需要が低調となり、国内造船所の受注残が大幅に減少しました。

当社グループを取り巻く事業環境は、機械関連事業の船用機器は、国内造船所のバラ積船の建造量増加を反映して需要が増加しましたが、年度末にかけて需要は弱含みとなりました。産業機器の需要は重電関連及び製鉄関連とも強含みに推移しました。資源関連事業については、住宅関連資材向け需要は低調だったものの、半導体、情報関連分野の需要は底堅く推移しました。賃貸ビル業においては、都内オフィスビルの平均空室率は引き続き低い水準で推移しております。

このような状況の中で、当社グループは、機械関連事業においては、増加した工事量に対応しつつ、業務効率化に努めました。資源関連事業の内、結晶質石灰石部門では、昨年10月の台風19号の災害により2ヵ月強操業が停止しましたが、現在、生産は災害前の状態に復帰しつつあり、黒字化のための事業立て直しに取り組んでおります。ハイシリカ(精製珪石粉等)部門においては、収益の安定化のため、原料調達が多様化や汎用製品の海外生産委託に取り組みました。このように全事業部門を通じて、売上高の確保とコスト削減、業務の効率化等による収益力の強化に努めました。

この結果、当連結会計年度の売上高は90億1千5百万円(前連結会計年度比7.0%増)、営業利益は1億5千7百万円(同10.2%増)、経常利益は1億6千9百万円(同23.1%増)となり、特別損益に、資源関連事業の結晶質石灰石部門の災害による損失5千8百万円及び株価下落に伴う投資有価証券評価損1千6百万円を特別損失として、災害に係る受取保険金4千4百万円を特別利益として計上したこと、更に繰延税金資産を6千5百万円取り崩し、法人税等調整額に計上したこと等から、親会社株主に帰属する当期純利益は4千万円(同26.3%減)となりました。

## 事業別の状況

次の表のとおりであります。

### 事業別の売上高・受注高

|                   | 単位  | 機械<br>関連事業 | 資源<br>関連事業 | 不動産<br>関連事業 | 素材<br>関連事業 | 売上高<br>計 | 受注高   |
|-------------------|-----|------------|------------|-------------|------------|----------|-------|
| 前連結会計年度<br>(第94期) | 百万円 | 5,585      | 2,006      | 140         | 692        | 8,424    | 6,107 |
| 当連結会計年度<br>(第95期) | 百万円 | 6,245      | 1,875      | 142         | 752        | 9,015    | 6,626 |
| 前連結会計年度<br>比増減率   | %   | 11.8       | △6.6       | 1.5         | 8.7        | 7.0      | 8.5   |

(注) 受注高は、機械関連事業及び素材関連事業の受注高を記載しております。

#### ① 機械関連事業

船用機器は、国内造船所のバラ積船の建造量増加を反映して売上、受注とも増加しましたが、造船所からの値下げ要請や働き方改革による人員確保難等により採算が悪化しました。産業機器は、重電関連及び製鉄関連の需要が堅調で売上、受注とも増加しました。

この結果、機械関連事業全体では、売上高は62億4千5百万円（前連結会計年度比11.8%増）、営業利益は2億4千万円（同0.0%増）となりました。

#### ② 資源関連事業

結晶質石灰石部門の売上は、昨年10月の台風19号災害による2ヵ月強の操業停止及び採掘原石の黄色化等により減少しました。

半導体封止材などの原料であるハイシリカ部門の売上は、光学関連及び液晶関連の需要が低調だったものの、半導体関連需要が底堅く、全体では増加しました。

この結果、資源関連事業全体では、売上高は18億7千5百万円（前連結会計年度比6.6%減）、営業損失は1億9千7百万円（前連結会計年度は営業損失1億6千7百万円）となりました。

③ 不動産関連事業

賃貸ビル市況の活況が続く中、年度を通じて高稼働率を維持したことにより、売上高は1億4千2百万円（前連結会計年度比1.5%増）となりましたが、維持管理費等が増加したことから、営業利益は5千5百万円（同17.3%減）となりました。

④ 素材関連事業

耐熱塗料部門は、昨年、人事の刷新、組織の見直しを行い、収支改善に努めた結果、売上が減少したものの、黒字化しました。ライナテックス（高純度天然ゴム）関連は、製鉄及びセメント業界向け売上が増加したことに加え、これまで強化に取り組んできたエンジニアリング力を活かしたセメント関連の大型案件の受注もあり、大幅な増収増益となりました。この結果、素材関連事業全体では、売上高は7億5千2百万円（前連結会計年度比8.7%増）、営業利益は5千2百万円（前連結会計年度は営業損失4百万円）となりました。

## (2) 設備投資の状況

当連結会計年度の設備投資額は2億5千9百万円（完成ベース）（前連結会計年度比12.0%増）であります。その主なものは、機械関連事業の松浦工場の生産体制の整備拡充を目的とした設備投資であります。

## (3) 資金調達の状況

当連結会計年度の運転資金として、金融機関より6千万円の長期借入を行いました。なお、当連結会計年度中に返済した長期借入金は、3千9百万円であります。

## (4) 財産及び損益の状況の推移

企業集団の財産及び損益の状況の推移

| 区 分                      | 第92期<br>2016年度 | 第93期<br>2017年度 | 第94期<br>2018年度 | 第95期<br>2019年度 |
|--------------------------|----------------|----------------|----------------|----------------|
| 受 注 高(百万円)               | 6,672          | 6,333          | 6,107          | 6,626          |
| 売 上 高(百万円)               | 9,360          | 8,750          | 8,424          | 9,015          |
| 親会社株主に帰属する<br>当期純利益(百万円) | 179            | 16             | 55             | 40             |
| 1株当たり当期純利益(円)            | 8.43           | 7.57           | 26.39          | 19.73          |
| 総 資 産(百万円)               | 16,147         | 15,738         | 15,354         | 15,189         |
| 純 資 産(百万円)               | 11,488         | 11,401         | 11,106         | 10,904         |

(注) 2017年6月29日開催の第92回定時株主総会の決議により、2017年10月1日付で普通株式10株を1株とする株式併合を行っております。1株当たり当期純利益は、第93期(2017年度)の期首に当該株式併合が行われたものと仮定して算定しております。

## (5) 対処すべき課題

新型コロナウイルスの世界的な感染拡大で世界経済は急減速しており、その当社への影響は現時点では測りかねますが、当社グループを巡る事業環境につきましては、当面は大変厳しい局面が続くものと予想されます。

当社グループは、次の課題に取り組み収益力の強化と安定した経営基盤の確立を図ってまいります。

- ① 機械関連事業の船用機器については足許の工事量は確保できており、外国人技能実習生の受入れ及び施工体制見直し等による生産性向上に努めます。ただ、世界経済の急減速により今後、国内造船所の建造ペースのスローダウン等が予想されるため、顧客ニーズに柔軟に対応しつつ、新型工事の取り込み等に注力し、受注の確保に努めます。また、産業機器部門では、赤字工事削減のため、見積精度の向上及び工程管理の徹底に努めます。
- ② 資源関連事業の結晶質石灰石部門は、昨年台風19号災害による操業停止により供給に支障をきたした顧客に対し、その信頼回復と取引回復に努めます。一昨年立ち上げた収支改善タスクフォースにより聖域なき改革に取り組み、黒字化を目指します。
- ③ 資源関連事業のハイシリカ部門では、汎用製品の海外生産委託及び国内工場での高付加価値製品への生産シフトを進め、収益の安定化と拡大を目指します。海外生産委託については、現地の治安悪化や新型コロナウイルスの感染拡大で作業が滞っていますが、状況を見極めながら進める予定です。
- ④ 素材関連事業の耐熱塗料部門は、当期黒字化しました。今後成長が期待される環境に配慮した水性塗料の開発を進め黒字の定着化に努めます。
- ⑤ 当社グループ全体で、設備の老朽化が進んでいることから同設備の計画的な更新を進め、効率的かつ安全な操業の確保に努めます。
- ⑥ 当社の将来の発展を見据えて、人材の確保と育成を行うための人事制度改革、及び当社基幹システムの移行プロジェクト等基盤整備を引き続き進めます。

## (6) 主要な事業内容 (2020年3月31日現在)

| 事業区分    | 主要製品等                                                       |
|---------|-------------------------------------------------------------|
| 機械関連事業  | 舶用機器の設計・製作、空気予熱機ほかの一般産業機械等の設計・製作、プラント関連機器の製作及び機械装置の据付・施工・監理 |
| 資源関連事業  | 結晶質石灰石の採掘・加工・販売、珪砂の仕入・販売、砂利・砂・碎石の仕入・販売及びハイシリカの製造・仕入・販売      |
| 不動産関連事業 | 賃貸ビル業                                                       |
| 素材関連事業  | 耐熱塗料の製造・販売及びライナテックスの仕入・加工・販売                                |

## (7) 重要な親会社及び子会社の状況 (2020年3月31日現在)

## ① 親会社の状況

該当事項はありません。

## ② 重要な子会社の状況

| 会社名         | 資本金   | 出資比率   | 主要な事業内容                          |
|-------------|-------|--------|----------------------------------|
| 東京熱化学工業株式会社 | 30百万円 | 100.0% | 耐熱塗料の製造・販売                       |
| 三扇機工株式会社    | 20百万円 | 100.0% | ライナテックスの仕入・加工・販売及び製缶、機械の製造・販売    |
| 株式会社ミンクス    | 10百万円 | 100.0% | コンピュータによる情報処理、各種コピーサービス、OA機器等の販売 |

(注) 三扇機工株式会社は、2020年2月28日付で増資（利益剰余金のうち10百万円を資本組入れ）を行い、資本金が増加しております。

## ③ 企業結合の状況

当社の連結子会社は、上記の重要な子会社3社であり、持分法適用関連会社は1社であります。

当連結会計年度の業績につきましては、前記「1. 企業集団の現況に関する事項 (1) 事業の経過及びその成果」(22頁から24頁まで)に記載のとおりであります。

(8) 主要な営業所及び工場（2020年3月31日現在）

① 当社

|   |   |                              |        |
|---|---|------------------------------|--------|
| 本 | 社 | 東京都港区赤坂一丁目11番30号             |        |
| 工 | 場 | 長崎県松浦市、長崎県佐世保市江迎町、長崎県佐世保市鹿町町 |        |
| 事 | 業 | 所                            | 埼玉県秩父市 |
| 営 | 業 | 所                            | 埼玉県秩父市 |

② 子会社

|             |   |   |        |
|-------------|---|---|--------|
| 東京熱化学工業株式会社 | 本 | 社 | 埼玉県川越市 |
| 三扇機工株式会社    | 本 | 社 | 埼玉県秩父市 |
| 株式会社ミンクス    | 本 | 社 | 長崎県松浦市 |

## (9) 企業集団及び当社の使用人の状況（2020年3月31日現在）

## ① 企業集団の使用人の状況

| 事業区分   | 使用人数 | 前連結会計年度末比増減 |
|--------|------|-------------|
| 機械関連事業 | 202名 | 9名減         |
| 資源関連事業 | 89名  | 5名減         |
| 素材関連事業 | 39名  | -           |
| 全社（共通） | 11名  | 1名増         |
| 合計     | 341名 | 13名減        |

- (注) 1. 使用人数は、就業人数（当社グループからグループ外への出向者を除き、グループ外から当社グループへの出向者を含む。）であります。
2. 全社（共通）として記載されている使用人数は、特定の事業に区分できない管理部門に所属しているものであります。

## ② 当社の使用人の状況

| 使用人数 | 前期末比増減 | 平均年齢  | 平均勤続年数 |
|------|--------|-------|--------|
| 298名 | 12名減   | 45.0歳 | 11.9年  |

## (10) 主要な借入先の状況（2020年3月31日現在）

| 借入先          | 借入額 |
|--------------|-----|
| 株式会社みずほ銀行    | 300 |
| 株式会社りそな銀行    | 240 |
| 株式会社常陽銀行     | 220 |
| 株式会社親和銀行     | 150 |
| 株式会社池田泉州銀行   | 100 |
| 株式会社名古屋銀行    | 100 |
| 株式会社三菱UFJ銀行  | 100 |
| 株式会社日本政策投資銀行 | 80  |

## 2. 会社の株式に関する事項（2020年3月31日現在）

- |                |            |
|----------------|------------|
| (1) 発行可能株式総数   | 8,520,000株 |
| (2) 発行済株式の総数   | 2,130,000株 |
| (3) 株主数        | 1,518名     |
| (4) 大株主（上位10名） |            |

| 株 主 名                                                       | 持 株 数   | 持 株 比 率 |
|-------------------------------------------------------------|---------|---------|
|                                                             | 株       | %       |
| 株 式 会 社 み ず ほ 銀 行                                           | 105,700 | 5.0     |
| 三 菱 日 立 パ ワ ー シ ス テ ム ズ 株 式 会 社                             | 102,300 | 4.8     |
| 旭 化 成 株 式 会 社                                               | 100,000 | 4.7     |
| 扇 栄 会                                                       | 80,400  | 3.8     |
| 株 式 会 社 常 陽 銀 行                                             | 80,400  | 3.8     |
| 株 式 会 社 親 和 銀 行                                             | 80,300  | 3.8     |
| 日 本 マ ス タ ー ト ラ ス ト 信 託 銀 行 株 式 会 社<br>(退職給付信託・株式会社池田泉州銀行口) | 74,500  | 3.5     |
| 資 産 管 理 サ ー ビ ス 信 託 銀 行 株 式 会 社 (信託E口)                      | 63,900  | 3.0     |
| 大 田 昭 彦                                                     | 60,500  | 2.8     |
| 株 式 会 社 証 券 ジ ャ パ ン                                         | 60,000  | 2.8     |

(注) 持株比率は自己株式（160株）を控除し、表示単位未満を四捨五入しております。なお、株式給付信託（BBT（=Board Benefit Trust））の導入に際して設定した、資産管理サービス信託銀行株式会社（信託E口）が所有する当社株式63,900株は、自己株式に含めず計算しております。

### 3. 会社役員に関する事項

#### (1) 取締役及び監査役の氏名等（2020年3月31日現在）

| 地 位      | 氏 名       | 担当及び重要な兼職の状況   |
|----------|-----------|----------------|
| 代表取締役社長  | 廣 瀬 靖 夫   |                |
| 代表取締役副社長 | 本 多 修     | 社長補佐兼管理本部長     |
| 常務取締役    | 松 井 慎 一   | 資源開発本部担当兼管理本部付 |
| 取締役      | 堤 清 治     | ハイシリカ事業本部長     |
| 取締役      | 大 石 源 太 郎 | 機械本部長          |
| 取締役      | 川 崎 俊 之   |                |
| 取締役      | 成 田 睦 夫   |                |
| 常勤監査役    | 高 橋 耕 司   |                |
| 常勤監査役    | 山 本 宏     |                |
| 監査役      | 宮 川 弘 和   |                |

- (注) 1. 取締役川崎俊之、成田睦夫の両氏は、社外取締役であります。
2. 監査役高橋耕司、山本宏及び宮川弘和の3氏は、社外監査役であります。
3. 監査役の宮川弘和氏は事業会社の経理部長などを歴任しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
4. 当社と各社外取締役及び各監査役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令に定める最低責任限度額であります。
5. 当社は、取締役川崎俊之、成田睦夫の両氏及び監査役高橋耕司、山本宏及び宮川弘和の3氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
6. 当社は、執行役員制度を導入しております。

## (2) 取締役及び監査役の報酬等の額

| 区 分   | 人 数 | 報 酬 等 の 額 | 摘 要               |
|-------|-----|-----------|-------------------|
| 取 締 役 | 9 名 | 110,441千円 | うち社外取締役3名12,000千円 |
| 監 査 役 | 5 名 | 25,800千円  | うち社外監査役4名23,250千円 |

- (注) 1. 上記には、2019年6月27日開催の第94回定時株主総会終結の時をもって任期満了により退任した取締役2名（うち社外取締役1名）及び監査役2名（うち社外監査役1名）を含んでおります。
2. 取締役の報酬等の額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
3. 上記報酬等の額には、2018年6月28日開催の第93回定時株主総会において株式報酬枠として決議された「株式給付信託(BBT (=Board Benefit Trust))」に係る役員株式給付引当金繰入額14,171千円が含まれております。
4. 当社は、2018年6月28日開催の第93回定時株主総会において、同株主総会終結の時をもって取締役及び監査役の役員退職慰労金制度を廃止し、同株主総会終結後引き続き在任する取締役及び監査役に対しては、役員退職慰労金制度廃止までの在任期間に対応する役員退職慰労金を各氏の退任時に支給することを決議しております。

当該決議に基づき、2019年6月27日開催の第94回定時株主総会終結の時をもって退任した取締役及び監査役に対し役員退職慰労金を以下のとおり支給しております。

取締役2名 11,200千円（うち社外取締役1名 4,000千円）  
 監査役2名 18,600千円（うち社外監査役1名 1,800千円）

### (3) 社外役員に関する事項

- ① 他の法人等の業務執行取締役等の兼任状況及び当該法人等と当社との関係  
該当事項はありません。
- ② 他の法人等の社外役員等の兼任状況及び当該法人等と当社との関係  
該当事項はありません。
- ③ 主な活動内容

| 区 分   | 氏 名     | 主 な 活 動 内 容                                                                                                      |
|-------|---------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 取 締 役 | 川 崎 俊 之 | 当期開催の取締役会11回のすべてに出席し、事業会社における業務執行や監査業務に関する豊富な知識と見識に基づき、発言を行っております。                                               |
| 取 締 役 | 成 田 睦 夫 | 2019年6月27日取締役就任後に開催の取締役会9回のすべてに出席し、事業会社における業務執行や製造責任者としての豊富な知識と見識に基づき、発言を行っております。                                |
| 監 査 役 | 高 橋 耕 司 | 当期開催の取締役会11回のすべてに出席し、また監査役会28回のすべてに出席し、経済金融及び事業経営に関する豊富な経験と見識に基づき、発言を行っております。                                    |
| 監 査 役 | 山 本 宏   | 2019年6月27日監査役就任後に開催の取締役会9回のすべてに出席し、また監査役会21回のすべてに出席し、経済金融及び事業経営に関する豊富な経験と見識に基づき、発言を行っております。                      |
| 監 査 役 | 宮 川 弘 和 | 2019年6月27日監査役就任後に開催の取締役会9回のすべてに出席し、また監査役会21回のすべてに出席し、経済金融及び事業会社の経理部等の管理部門や経営企画部門の責任者としての豊富な経験と見識に基づき、発言を行っております。 |

#### 4. 会計監査人の状況

##### (1) 会計監査人の名称 太陽有限責任監査法人

(注) 当社の会計監査人でありました有限責任監査法人トーマツは、2019年6月27日開催の第94回定時株主総会終結の時をもって退任いたしました。

##### (2) 報酬等の額

|                                     | 有限責任監査<br>法人トーマツ | 太陽有限責任<br>監 査 法 人 |
|-------------------------------------|------------------|-------------------|
| 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額                 | 3,500千円          | 27,500千円          |
| 当社及び当社子会社が支払うべき金銭その他の<br>財産上の利益の合計額 | 3,500千円          | 27,500千円          |

(注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、「会社法」に基づく監査と「金融商品取引法」に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、上記の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

2. 監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠等が適切であるかどうかについて必要な検証を行った上で、会計監査人の報酬等の額について同意いたしました。

##### (3) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき監査役会が、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、解任の旨及びその理由を報告いたします。

## 5. 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況

### (1) 業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要

当社が、会社法及び会社法施行規則に基づき、業務の適正を確保するための体制の整備について、取締役会で決議した内容は以下のとおりであります。

#### ① 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

取締役は、当社グループ共通の行動規範として別途制定した「企業理念」及び「行動規準」を企業行動の原点と認識の上、職務を執行する。

コンプライアンスのグループ内周知徹底と円滑な運営を図る目的で、当社グループ・コンプライアンス規程（以下「コンプライアンス規程」という。）を制定し、同規程に基づき、当社取締役及び監査役並びに子会社社長をもって構成し、当社社長を委員長とする「コンプライアンス委員会」を設置する。

当該委員会の事務局長は管理本部長または委員等の中から委員長が指名する者が兼任するものとし、必要に応じ委員会の開催を社長の指揮の下、司る。

また、「コンプライアンス規程」に反社会的勢力との関係排除にグループを挙げて取り組む旨明記し、体制を整備する。

#### ② 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役の職務の執行に係る情報その他重要情報については、別途定める文書取扱規程に基づき、文書または電磁的媒体（以下「文書等」という。）に記録し、保存、管理する。

株主総会議事録、取締役会議事録、コンプライアンス委員会議事録の作成、保存、管理並びに管理本部長または社長が関与する稟議書の保存、管理は、管理本部総務部の所管とする。

取締役及び監査役は、常時、これらの文書等を閲覧できる。

③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

各取締役は、保安規程、安全衛生管理規程、販売管理規程、購買管理規程、債権管理規程等を遵守の上、所管する本部内のあらゆるリスクに対する管理責任を負う。

リスク管理については、「コンプライアンス規程」にグループ内重要情報のコンプライアンス委員長への集約のための「重要情報連絡制度」や、適時開示に係る社内体制を明記するなど、リスク管理に係る諸問題について適時適切な対応が図れるよう、制度を整備、明確化する。

④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

当社は、その事業遂行に当たり事業本部制を採用するが、毎年度当初には、各事業本部毎の予算策定を行い、以降、四半期毎にこれをレビューするグループ会議（予算会議）を開催するほか、取締役会規則に基づき定期的に、また必要に応じ臨時に取締役会を開催し、経営に関する重要事項の審議、報告を行い、効率向上のための情報共有化等を心がける。

⑤ 使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

代表取締役以下、各取締役は企業行動の原点たる「企業理念」、「行動規準」の周知徹底を常に心がけ、「コンプライアンス規程」等諸規程に従い全使用人による職務執行が適正に行われるよう監督する。

コンプライアンス委員会委員長は、各事業本部に「内部統制管理責任者」に任命した役職員を置き、当該事業本部の構成員が日常業務の中で内部統制に係る意識向上並びにその遵守を徹底するよう努めさせる。

また、法令違反行為等の防止等を目的に、「内部通報規程」を制定し、その窓口として「コンプライアンス委員会」の下、「ホットライン委員会」を設置する。

⑥ 当社及びその子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

グループ構成員は、グループ共通の行動規範として定めた「企業理念」、「行動規準」に基づき、「コンプライアンス規程」、「関係会社管理指針」等諸規程に従い、業務を執行する。

グループ会社は、毎年度当初に、会社毎の予算策定を行い、各代表者は、年度当初並びに四半期毎の予算会議等に参加し、予算並びに業務執行状況の報告を行う。

グループ会社の役員（取締役、監査役）には、当社役職員も就任し、グループ全体として適正な業務運営が執行されるよう監視できる体制とする。

また、コンプライアンス委員会委員長は、グループ会社に「内部統制管理責任者」に任命した役職員を置き、当該グループ会社の構成員が日常業務の中で内部統制に係る意識向上並びにその遵守を徹底するよう努めさせる。

当社の内部監査部門である管理本部は、当社監査役及び会計監査人と連携し、グループ会社の監査を行う。

⑦ 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項

監査役がその職務を補助すべき使用人を設置することを求めた場合には、監査役と協議の上、適任と認められる管理本部総務部または財務経理部の職員を配置する。

⑧ 前号の使用人の取締役からの独立性に関する事項及び監査役の当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

前号の使用人が、監査役から補助すべき業務についての指定を受けた場合においては、当該業務の遂行に関し、取締役からの指揮命令は及ばない。

また、当該使用人の人事に関する事項については、監査役会の意見を尊重する。

- ⑨ 取締役及び使用人並びに子会社の取締役、監査役及び使用人またはこれらの者から報告を受けた者が当社の監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制

監査役は、取締役会のほか、予算会議等の重要会議に出席し、取締役の業務の執行状況について報告を受けるとともに、「コンプライアンス委員会」の構成員として、グループのコンプライアンスに係る重要情報の報告を受け、意見交換に参加する。

また、「稟議規程」に基づき管理本部長または社長が関与する稟議書については、その全ての回覧を受ける。

使用人は、当社グループ内において法令違反行為等が行われ、または行われようしていることを知ったときは、直ちに当該法令違反行為等の内容等を報告する。

- ⑩ 前号の報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

当社及び当社グループ各社は、前号の法令違反行為等の報告をした者に対し、報告を行ったことを理由に不利益な取扱いを行うことを禁止する。

- ⑪ 監査役の職務の執行について生ずる費用の前払または償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用または債務の処理に係る方針に関する事項

監査役の職務の執行について生ずる費用については、必要に応じ予算措置を講じ、支払の請求があったときは、法令に従い適切に処理する。

- ⑫ その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

監査役は、必要に応じ適宜各事業本部等を往査するほか、取締役、使用人に説明を求めることとし、内部監査部門である管理本部と連携し、また、会計監査人との間で、定期的に情報及び意見の交換を行い、その監査結果の報告を受けるなど緊密な連携をとって監査成果の達成を図る。

## (2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

### ① 取締役の職務執行関連

当社の取締役会は取締役7名で構成し、監査役出席の上で当事業年度においては11回（いずれも定例取締役会）開催し、法令及び定款等に定められた事項並びに取締役会規則に定められた事業経営に係る基本的な重要事項を決定するとともに、業務執行取締役から担当業務の執行状況や事業経営課題の解決、改善の進捗状況について報告を受け、取締役の職務執行を監督しております。

### ② コンプライアンス関連

当社は、「コンプライアンス規程」において、グループ内重要情報のコンプライアンス委員長への集約のための「重要情報連絡制度」や、適時開示に係る社内体制を明記するなど、コンプライアンスに係る諸問題について適時適切な対応が図れるよう、制度を整備、明確化いたしております。

また、グループ役職員を対象にコンプライアンス研修会等を開催し、グループ内コンプライアンス体制及び関連情報の周知徹底、共有や外部講師等を交えての関連テーマの講習を行っております。

### ③ リスク管理関連

コンプライアンス委員及びグループ幹部社員が参加する「コンプライアンス委員会」を開催し、上記「重要情報連絡制度」により報告のあった事項等について幅広く意見交換を行い、リスク管理の徹底に努めております。

#### ④ 監査関連

内部監査については、管理本部が担当し、同本部総務部及び財務経理部の各スタッフが、監査役及び会計監査人と緊密に連携をとりながら、当社グループの内部監査を継続的に実施いたしております。

監査役監査については、毎年度、監査役会において策定した監査計画に基づき、計画的に当該監査を実施し、その結果に基づき、適宜代表取締役等に対し、意見表明を行っております。また、会計監査人との間では、定期的に情報及び意見の交換を行うとともに、監査結果の報告を受けるなど緊密な連携をとっております。さらに、監査役は取締役会、コンプライアンス委員会、予算会議等の重要会議に出席し、適宜意見を述べるとともに、社外取締役及び管理本部担当取締役並びに管理本部のスタッフとの間で随時、情報交換会を開催しております。

#### ⑤ 内部統制推進関連

「コンプライアンス規程」に規定する内部統制推進のための組織である内部統制推進委員会の事務局メンバーは、各本部及びグループ会社を定期的に訪問し、会社評価作業を行うほか、上記「重要情報連絡制度」等により報告された事項のうち、経営上、重要で調査が必要と判断された事項については、コンプライアンス委員長の指示等に基づき、迅速に調査を行い、適宜必要な対策を講じております。

なお、上記調査に際しては、必要に応じ、社外取締役や社外を含む監査役もこれに参加し、意見表明を行うことといたしております。

---

(注) 本事業報告中の記載金額及び株式数は、表示単位未満の端数を切り捨てております。

## 連結貸借対照表

(2020年3月31日現在)

(単位：千円)

| 科 目             | 金 額               | 科 目             | 金 額               |
|-----------------|-------------------|-----------------|-------------------|
| <b>(資産の部)</b>   |                   | <b>(負債の部)</b>   |                   |
| <b>流動資産</b>     | <b>8,555,899</b>  | <b>流動負債</b>     | <b>3,033,338</b>  |
| 現金及び預金          | 4,323,496         | 支払手形及び買掛金       | 693,902           |
| 受取手形及び売掛金       | 2,248,602         | 短期借入金           | 1,250,160         |
| 電子記録債権          | 303,492           | 未払費用            | 696,452           |
| 商品及び製品          | 244,265           | 未払法人税等          | 29,091            |
| 仕掛品             | 770,362           | 賞与引当金           | 87,542            |
| 原材料及び貯蔵品        | 277,968           | 受注損失引当金         | 14,641            |
| その他             | 387,997           | その他             | 261,548           |
| 貸倒引当金           | △285              | <b>固定負債</b>     | <b>1,252,398</b>  |
| <b>固定資産</b>     | <b>6,633,988</b>  | 長期借入金           | 94,800            |
| <b>有形固定資産</b>   | <b>4,852,186</b>  | 繰延税金負債          | 232,184           |
| 建物及び構築物         | 1,711,017         | 役員退職慰労引当金       | 20,500            |
| 機械装置及び運搬具       | 634,722           | 役員株式給付引当金       | 22,740            |
| 鉱業用地            | 5,366             | 環境安全対策引当金       | 5,008             |
| 一般用地            | 2,298,034         | 退職給付に係る負債       | 641,243           |
| 建設仮勘定           | 146,390           | 資産除去債務          | 62,966            |
| その他             | 56,655            | その他             | 172,955           |
| <b>無形固定資産</b>   | <b>44,013</b>     | <b>負債合計</b>     | <b>4,285,736</b>  |
| <b>投資その他の資産</b> | <b>1,737,789</b>  | <b>(純資産の部)</b>  |                   |
| 投資有価証券          | 1,112,836         | <b>株主資本</b>     | <b>10,757,202</b> |
| 繰延税金資産          | 10,112            | 資本金             | 1,100,000         |
| その他             | 616,422           | 資本剰余金           | 811,257           |
| 貸倒引当金           | △1,582            | 利益剰余金           | 8,964,304         |
| <b>資産合計</b>     | <b>15,189,888</b> | 自己株式            | △118,359          |
|                 |                   | その他の包括利益累計額     | 146,949           |
|                 |                   | その他有価証券評価差額金    | 109,644           |
|                 |                   | 繰延ヘッジ損益         | 117               |
|                 |                   | 為替換算調整勘定        | 70,586            |
|                 |                   | 退職給付に係る調整累計額    | △33,398           |
|                 |                   | <b>純資産合計</b>    | <b>10,904,152</b> |
|                 |                   | <b>負債・純資産合計</b> | <b>15,189,888</b> |

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

## 連結損益計算書

(2019年4月1日から  
2020年3月31日まで)

(単位：千円)

| 科 目             | 金 額    |           |
|-----------------|--------|-----------|
| 売上高             |        | 9,015,018 |
| 売上原価            |        | 7,661,292 |
| 売上総利益           |        | 1,353,725 |
| 販売費及び一般管理費      |        | 1,196,713 |
| 営業利益            |        | 157,012   |
| 営業外収益           |        |           |
| 受取利息配当金         | 42,327 |           |
| 持分法による投資利益      | 14,602 |           |
| その他             | 49,644 | 106,574   |
| 営業外費用           |        |           |
| 支払利息            | 9,186  |           |
| その他             | 84,655 | 93,842    |
| 経常利益            |        | 169,745   |
| 特別利益            |        |           |
| 固定資産売却益         | 11,461 |           |
| 受取保険金           | 44,541 |           |
| 積み場安定化工事引当金戻入益  | 12,739 | 68,742    |
| 特別損失            |        |           |
| 固定資産処分損失        | 1,690  |           |
| 減損損失            | 2,641  |           |
| 災害による損失         | 58,450 |           |
| 投資有価証券評価損       | 16,197 |           |
| その他             | 723    | 79,703    |
| 税金等調整前当期純利益     |        | 158,783   |
| 法人税、住民税及び事業税    | 27,415 |           |
| 法人税等調整額         | 90,603 | 118,018   |
| 当期純利益           |        | 40,765    |
| 親会社株主に帰属する当期純利益 |        | 40,765    |

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

## 連結株主資本等変動計算書

(2019年4月1日から  
2020年3月31日まで)

(単位：千円)

|                               | 株 主 資 本   |         |           |          |  | 株主資本合計     |
|-------------------------------|-----------|---------|-----------|----------|--|------------|
|                               | 資 本 金     | 資本剰余金   | 利益剰余金     | 自 己 株 式  |  |            |
| 2019年4月1日残高                   | 1,100,000 | 811,257 | 8,966,135 | △120,008 |  | 10,757,384 |
| 連結会計年度中の変動額                   |           |         |           |          |  |            |
| 剰余金の配当                        |           |         | △42,596   |          |  | △42,596    |
| 親会社株主に帰属する<br>当期純利益           |           |         | 40,765    |          |  | 40,765     |
| 連結範囲の変動                       |           |         |           |          |  |            |
| 自己株式の取得                       |           |         |           | △13      |  | △13        |
| 自己株式の処分                       |           |         |           | 1,662    |  | 1,662      |
| 株主資本以外の項目の連結<br>会計年度中の変動額(純額) |           |         |           |          |  |            |
| 連結会計年度中の変動額合計                 | —         | —       | △1,831    | 1,649    |  | △182       |
| 2020年3月31日残高                  | 1,100,000 | 811,257 | 8,964,304 | △118,359 |  | 10,757,202 |

|                               | そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額  |             |                 |                      |                       | 純資産合計      |
|-------------------------------|------------------------|-------------|-----------------|----------------------|-----------------------|------------|
|                               | そ の 他<br>有価証券<br>評価差額金 | 繰延ヘッジ<br>損益 | 為替換<br>算定<br>調整 | 退職給付に<br>係る調整<br>累計額 | その他の<br>包括利益<br>累計額合計 |            |
| 2019年4月1日残高                   | 299,706                | 119         | 82,521          | △33,143              | 349,204               | 11,106,588 |
| 連結会計年度中の変動額                   |                        |             |                 |                      |                       |            |
| 剰余金の配当                        |                        |             |                 |                      |                       | △42,596    |
| 親会社株主に帰属する<br>当期純利益           |                        |             |                 |                      |                       | 40,765     |
| 連結範囲の変動                       |                        |             |                 |                      |                       |            |
| 自己株式の取得                       |                        |             |                 |                      |                       | △13        |
| 自己株式の処分                       |                        |             |                 |                      |                       | 1,662      |
| 株主資本以外の項目の連結<br>会計年度中の変動額(純額) | △190,061               | △1          | △11,935         | △255                 | △202,254              | △202,254   |
| 連結会計年度中の変動額合計                 | △190,061               | △1          | △11,935         | △255                 | △202,254              | △202,436   |
| 2020年3月31日残高                  | 109,644                | 117         | 70,586          | △33,398              | 146,949               | 10,904,152 |

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

## 貸借対照表

(2020年3月31日現在)

(単位：千円)

| 科 目             | 金 額               | 科 目             | 金 額               |
|-----------------|-------------------|-----------------|-------------------|
| <b>(資産の部)</b>   |                   | <b>(負債の部)</b>   |                   |
| <b>流動資産</b>     | <b>7,853,856</b>  | <b>流動負債</b>     | <b>2,922,379</b>  |
| 現金及び預金          | 3,991,283         | 支払手形            | 161,150           |
| 受取手形            | 530,897           | 買掛金             | 496,600           |
| 電子記録債権          | 293,471           | 短期借入金           | 1,250,160         |
| 売掛金             | 1,496,485         | 未払金             | 208,089           |
| 商品及び製品          | 229,834           | 未払費用            | 668,957           |
| 仕掛品             | 762,478           | 未払法人税等          | 11,962            |
| 原材料及び貯蔵品        | 166,192           | 前受り金            | 18,632            |
| 前払費用            | 54,815            | 預り金             | 18,783            |
| 未収入金            | 323,291           | 賞与引当金           | 73,401            |
| その他の金           | 5,369             | 受注損失引当金         | 14,641            |
| 貸倒引当金           | △264              | <b>固定負債</b>     | <b>1,168,198</b>  |
| <b>固定資産</b>     | <b>6,507,611</b>  | 長期借入金           | 94,800            |
| <b>有形固定資産</b>   | <b>4,814,879</b>  | 繰延税金負債          | 254,786           |
| 建物              | 1,287,887         | 退職給付引当金         | 581,206           |
| 構築物             | 375,490           | 役員株式給付引当金       | 22,740            |
| 機械装置            | 594,129           | 環境安全対策引当金       | 5,008             |
| 車両運搬具           | 19,992            | 資産除去債務          | 37,613            |
| 工具器具備品          | 55,568            | 受入保証金           | 124,976           |
| 鉱業用地            | 5,366             | その他             | 47,068            |
| 一般用地            | 2,330,437         | <b>負債合計</b>     | <b>4,090,578</b>  |
| 建設仮勘定           | 146,006           | <b>(純資産の部)</b>  |                   |
| <b>無形固定資産</b>   | <b>36,574</b>     | <b>株主資本</b>     | <b>10,170,033</b> |
| 諸権              | 2,992             | 資本金             | 1,100,000         |
| ソフトウェア          | 8,604             | 資本剰余金           | 793,273           |
| その他             | 24,977            | 資本準備金           | 793,273           |
| <b>投資その他の資産</b> | <b>1,656,157</b>  | <b>利益剰余金</b>    | <b>8,395,119</b>  |
| 投資有価証券          | 1,050,454         | 利益準備金           | 275,000           |
| 関係会社株           | 284,640           | その他利益剰余金        | 8,120,119         |
| 出資              | 12,036            | 圧縮記帳積立金         | 1,274,176         |
| 関係会社出資          | 106,154           | 特別償却準備金         | 16,000            |
| 長期前払費用          | 129,031           | 別途積立金           | 6,213,790         |
| その他の金           | 75,422            | 繰越利益剰余金         | 616,152           |
| 貸倒引当金           | △1,582            | <b>自己株式</b>     | <b>△118,359</b>   |
| <b>資産合計</b>     | <b>14,361,467</b> | 評価・換算差額等        | 100,855           |
|                 |                   | その他有価証券評価差額金    | 100,738           |
|                 |                   | 繰延ヘッジ損益         | 117               |
|                 |                   | <b>純資産合計</b>    | <b>10,270,889</b> |
|                 |                   | <b>負債・純資産合計</b> | <b>14,361,467</b> |

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

## 損 益 計 算 書

(2019年4月1日から)  
(2020年3月31日まで)

(単位：千円)

| 科 目                         | 金 額       |
|-----------------------------|-----------|
| 売 上 高                       | 8,246,581 |
| 売 上 原 価                     | 7,154,957 |
| 売 上 総 利 益                   | 1,091,623 |
| 販 売 費 及 び 一 般 管 理 費         | 1,003,495 |
| 営 業 利 益                     | 88,128    |
| 営 業 外 収 益                   |           |
| 受 取 利 息 配 当 金               | 46,990    |
| そ の 他                       | 59,609    |
| 営 業 外 費 用                   |           |
| 支 払 利 息                     | 9,186     |
| そ の 他                       | 83,875    |
| 経 常 利 益                     | 101,666   |
| 特 別 利 益                     |           |
| 固 定 資 産 売 却 益               | 11,361    |
| 受 取 保 険 金                   | 44,541    |
| 堆 積 場 安 定 化 工 事 引 当 金 戻 入 益 | 12,739    |
| 特 別 損 失                     |           |
| 固 定 資 産 処 分 損               | 1,690     |
| 減 損 損 失                     | 2,641     |
| 災 害 に よ る 損 失               | 58,450    |
| 投 資 有 価 証 券 評 価 損           | 10,320    |
| そ の 他                       | 723       |
| 税 引 前 当 期 純 利 益             | 96,482    |
| 法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税     | 7,010     |
| 法 人 税 等 調 整 額               | 99,085    |
| 当 期 純 損 失                   | 2,603     |

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

## 株主資本等変動計算書

(2019年4月1日から  
2020年3月31日まで)

(単位：千円)

|                         | 株 主 資 本   |               |         |           |          |           |         |               |
|-------------------------|-----------|---------------|---------|-----------|----------|-----------|---------|---------------|
|                         | 資 本 金     | 資 本 利 益 剰 余 金 |         | 利 益 剰 余 金 |          |           |         | 利 益 剰 余 金 計 合 |
|                         |           | 資本剰余金         | 資本準備金   | 利益準備金     | その他利益剰余金 |           |         |               |
|                         |           |               | 圧縮記帳積立金 | 特別償却準備金   | 別途積立金    | 繰越利益剰余金   |         |               |
| 2019年4月1日残高             | 1,100,000 | 793,273       | 275,000 | 1,285,192 | 20,098   | 6,213,790 | 646,237 | 8,440,319     |
| 事業年度中の変動額               |           |               |         |           |          |           |         |               |
| 特別償却準備金の積立              |           |               |         |           | 1,766    |           | △1,766  | —             |
| 圧縮記帳積立金の取崩              |           |               |         | △11,016   |          |           | 11,016  | —             |
| 特別償却準備金の取崩              |           |               |         |           | △5,864   |           | 5,864   | —             |
| 剰余金の配当                  |           |               |         |           |          |           | △42,596 | △42,596       |
| 当期純損失                   |           |               |         |           |          |           | △2,603  | △2,603        |
| 自己株式の取得                 |           |               |         |           |          |           |         |               |
| 自己株式の処分                 |           |               |         |           |          |           |         |               |
| 株主資本以外の項目の事業年度中の変動額(純額) |           |               |         |           |          |           |         |               |
| 事業年度中の変動額合計             | —         | —             | —       | △11,016   | △4,098   | —         | △30,085 | △45,199       |
| 2020年3月31日残高            | 1,100,000 | 793,273       | 275,000 | 1,274,176 | 16,000   | 6,213,790 | 616,152 | 8,395,119     |

|                         | 株 主 資 本  |            | 評 価 ・ 換 算 差 額 等 |         |            | 純資産合計      |
|-------------------------|----------|------------|-----------------|---------|------------|------------|
|                         | 自己株式     | 株主資本計合     | その他有価証券評価差額金    | 繰延ヘッジ損益 | 評価・換算差額等合計 |            |
| 2019年4月1日残高             | △120,008 | 10,213,584 | 280,348         | 119     | 280,468    | 10,494,052 |
| 事業年度中の変動額               |          |            |                 |         |            |            |
| 特別償却準備金の積立              |          | —          |                 |         |            | —          |
| 圧縮記帳積立金の取崩              |          | —          |                 |         |            | —          |
| 特別償却準備金の取崩              |          | —          |                 |         |            | —          |
| 剰余金の配当                  |          | △42,596    |                 |         |            | △42,596    |
| 当期純損失                   |          | △2,603     |                 |         |            | △2,603     |
| 自己株式の取得                 | △13      | △13        |                 |         |            | △13        |
| 自己株式の処分                 | 1,662    | 1,662      |                 |         |            | 1,662      |
| 株主資本以外の項目の事業年度中の変動額(純額) |          |            | △179,610        | △1      | △179,612   | △179,612   |
| 事業年度中の変動額合計             | 1,649    | △43,550    | △179,610        | △1      | △179,612   | △223,162   |
| 2020年3月31日残高            | △118,359 | 10,170,033 | 100,738         | 117     | 100,855    | 10,270,889 |

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

# 連結計算書類に係る会計監査報告

## 独立監査人の監査報告書

2020年5月20日

株式会社ニッチツ

取締役会御中

太陽有限責任監査法人  
大阪事務所

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 柴田直子 ㊞

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 土居一彦 ㊞

### 監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社ニッチツの2019年4月1日から2020年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項及びその他の注記について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社ニッチツ及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### 連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

## 連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

## 利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

# 計算書類に係る会計監査報告

## 独立監査人の監査報告書

2020年5月20日

株式会社ニッチツ

取締役会御中

太陽有限責任監査法人  
大阪事務所

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 柴田直子 ㊞

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 土居一彦 ㊞

### 監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社ニッチツの2019年4月1日から2020年3月31日までの第95期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針に関する事項及びその他の注記並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### 計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

## 計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

## 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

## 監査役会の監査報告

### 監査報告書

当監査役会は、2019年4月1日から2020年3月31日までの第95期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

#### 1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
  - ①取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社に赴き事業の報告を受け、その業務及び財産の状況を調査いたしました。
  - ②事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。なお、財務報告に係る内部統制については、取締役等及び太陽有限責任監査法人から当該内部統制の評価及び監査の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
  - ③会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書及び連結株主資本等変動計算書）について検討いたしました。

## 2. 監査の結果

### (1) 事業報告等の監査結果

- ①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ②取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実はありません。
- ③内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、財務報告に係る内部統制を含め、指摘すべき事項はありません。

### (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人太陽有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

### (3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人太陽有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2020年5月21日

株式会社ニッチツ 監査役会

常勤監査役 高 橋 耕 司 ㊟  
(社外監査役)

常勤監査役 山 本 宏 ㊟  
(社外監査役)

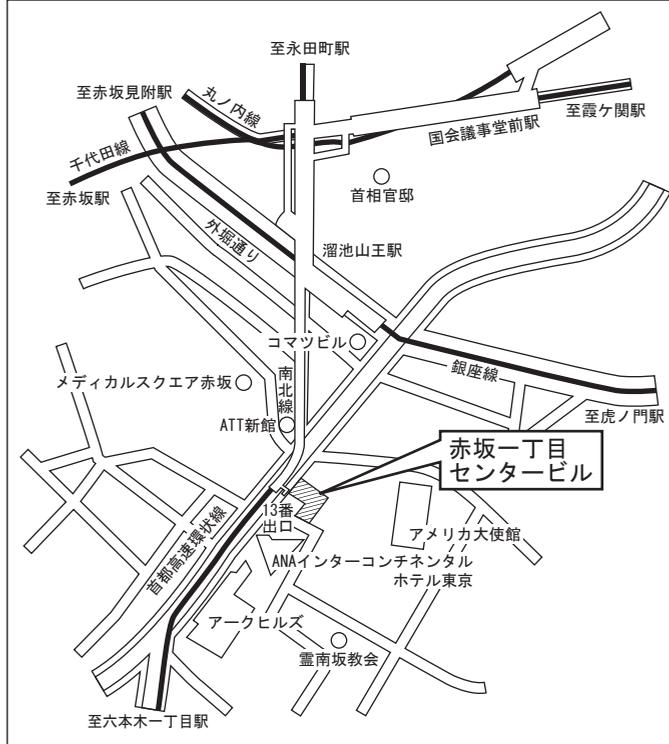
社外監査役 宮 川 弘 和 ㊟

以 上



# 株主総会会場ご案内図

(赤坂一丁目センタービル13階 本社会議室)  
東京都港区赤坂一丁目11番30号 電話(03)5561-6200 (代表)



## 交通

- ◆東京メトロ銀座線・南北線  
「溜池山王駅」より徒歩約5分  
(13番出口)
- ◆東京メトロ千代田線・丸ノ内線  
「国会議事堂前駅」より徒歩約8分  
(13番出口)

(お願い)

駐車スペースがございませんので、当日のお車でのお越しはご遠慮くださいますようお願い申し上げます。